

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案 読替表 目次

一	第九条の三の三第四項関係（第一条関係）	2
二	改正後の第九条の三の三第四項により読み替えられた第九条の三第九項の規定による同条第三項及び第四項並びに第九条の三の三第三項の読替え（第一条関係）	6
三	第九条の三の三第五項関係（第一条関係）	8
四	改正後の第九条の三の三第五項により読み替えられた第九条の三第九項の規定による同条第三項及び第四項並びに第九条の三の三第三項の読替え（第一条関係）	12

一 第九条の三の三第四項関係（第一条関係）

読替後	読替前
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出) 第九条の三（準用せず） 2（準用せず） 3 都道府県知事は、<u>第九条の三の三第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u> 4 <u>第九条の三の三第一項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。 5 <u>第九条の三の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u> 6 <u>第九条の三の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設</u>	(一重線は読替規定による読替え、二重線は当然読替え) (市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出) 第九条の三（準用せず） 2（準用せず） 3 都道府県知事は、<u>第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u> 4 <u>第一項の規定による届出をした市町村は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。 5 <u>第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u> 6 <u>第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四</u>

設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 第九条の三の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

8 第九条の三の三第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 第九条の三の三第三項の規定及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、第一項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、第一項に」と、第四項中「一般廃棄物処理施設

項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

8 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

「設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

- 10 都道府県知事は、第九条の三の三第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

11 （準用せず）

- 12 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第十項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

（変更の許可等）

第九条 （準用せず）

2 （準用せず）

- 3 第九条の三の三第一項の規定による届出をした者は、同条第四項において準用する第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第八条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を廃

- 10 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

11 （準用せず）

- 12 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第十項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

（変更の許可等）

第九条 （準用せず）

2 （準用せず）

- 3 第八条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該許可に係る一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し

止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 ～ 7 (準用せず)	、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 ～ 7 (準用せず)
---	--

二 改正後の第九条の三の三第四項により読み替えられた第九条の三第九項の規定による同条第三項及び第四項並びに第九条の三の三第三項の
読替え（第一条関係）

（一重線は読替規定による読替え、二重線は当然読替え）

読替えの読替後	読替えの読替前	読替を指示している規定
（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出） 第九条の三（略） 2（略） 3 都道府県知事は、<u>第八項の規定による届出</u>があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。 4 <u>第八項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、こ	（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出） 第九条の三（略） 2（略） 3 都道府県知事は、<u>第九条の三の三第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u> 4 <u>第九条の三の三第一項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この	（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出） 第九条の三（略） 2～8（略） 9 第九条の三の三第三項の規定及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、第一項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、第一項に」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。 10～12（略）

の限りでない。 5 5 12 (略)	(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例) 第九条の三の三 (略) 2 (略)	3 次項において準用する第九条の三第八項の規定による届出をしようとする者は、第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、<u>第一項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない</u>。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。 4・5 (略)
限りでない。 5 5 12 (略)	(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例) 第九条の三の三 (略) 2 (略)	3 前二項の規定による届出をしようとする者は、<u>前二項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前二項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない</u>。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。 4・5 (略)

三 第九条の三の三第五項関係（第一条関係）

読替後	読替前
(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出) 第九条の三（準用せず） 2（準用せず） 3 都道府県知事は、<u>第九条の三の三第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u> 4 <u>第九条の三の三第二項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。 5 <u>第九条の三の三第二項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u> 6 <u>第九条の三の三第二項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設</u>	(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出) 第九条の三（準用せず） 2（準用せず） 3 都道府県知事は、<u>第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした市町村に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u> 4 <u>第一項の規定による届出をした市町村は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。 5 <u>第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の管理者は、第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した維持管理に関する計画（当該計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。）に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。</u> 6 <u>第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四</u>

（一重線は読替規定による読替え、二重線は当然読替え）

設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 第九条の三の三第二項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

8 第九条の三の三第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 第九条の三の三第三項の規定及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第五項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、前項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、前項に」と、第四項中「一般廃棄物処理施設

項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

7 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設（第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。）の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設（当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

8 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

9 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

10 都道府県知事は、第九条の三の三第二項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

11 （準用せず）

12 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第十項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

（変更の許可等）

第九条 （準用せず）

2 （準用せず）

3 第九条の三の三第二項の規定による届出をした者は、同条第五項において準用する第九条の三第八項の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第八条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を廃

10 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの）に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

11 （準用せず）

12 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第十項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

（変更の許可等）

第九条 （準用せず）

2 （準用せず）

3 第八条第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更をしたとき、若しくは同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該許可に係る一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を廃止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し

止したとき、若しくは一般廃棄物処理施設を休止し、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 ～ 7 (準用せず)	、若しくは休止した当該一般廃棄物処理施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 ～ 7 (準用せず)
---	--

四 改正後の第九条の三の三第五項により読み替えられた第九条の三第九項の規定による同条第三項及び第四項並びに第九条の三の三第三項の
読替え（第一条関係）

（一重線は読替規定による読替え、二重線は当然読替え）

読替えの読替後	読替えの読替前	読替えを指示している規定
（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出） 第九条の三（略） 2（略） 3 都道府県知事は、<u>第八項の規定による届出</u>があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。 4 <u>第八項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、こ	（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出） 第九条の三（略） 2（略） 3 都道府県知事は、<u>第九条の三の三第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が第八条の二第一項第一号に規定する技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から三十日（一般廃棄物の最終処分場については、六十日）以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。</u> 4 <u>第九条の三の三第二項の規定による届出をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る一般廃棄物処理施設を設置してはならない。</u>ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この	（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出） 第九条の三（略） 2～8（略） 9 第九条の三の三第三項の規定及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第五項において準用する第九条の三第八項の」と、「者は、前二項に」とあるのは「者は、前項に」と、「より、前二項に」とあるのは「より、前項に」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。 10～12（略）

の限りでない。 5 5 12 (略)	(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例) 第九条の三の三 (略) 2 (略)	3 第五項において準用する第九条の三第八項の規定による届出をしようとする者は、前項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。 4・5 (略)
限りでない。 5 5 12 (略)	(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例) 第九条の三の三 (略) 2 (略)	3 前二項の規定による届出をしようとする者は、前二項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前二項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。 4・5 (略)